

平成30年度 まちなか商店街再生プロジェクト

概要版



平成31年3月
那覇市

■ まちなか商店街再生計画案の概要

将来ビジョン

県都にふさわしい活力あるまち

- ・ 誰もが暮らしたくなる “まち”
- ・ 誰もが暮らしたくなる “まち”

現状

- ・ 様々な行政機能や業務機能、商業機能などが集積し、沖縄県の中心地としての役割を担っている
- ・ 商店街の周辺建物を見ると平和通りの北側にはお土産屋が多く立地
- ・ 国際通りや公設市場などの観光スポットが立地
- ・ 後背地について、総幅員 6m未満の道路が多い

課題

ソフト面

- ・ 那覇新都心や郊外部の商業施設の立地により、那覇市における中心市街地の小売販売額、小売事業所数のシェアが減少
- ・ 多くの商店街では、平成 19 年度から平成 26 年度の歩行者減少に伴い売り上げも減少
- ・ 中心商店街においては、店舗から道路上への商品等のはみ出しが常態化
- ・ 商店街について人通りが少ないところと多いところの差が激しい

ハード面

- ・ アーケードの老朽化や消防設備の老朽化

都市再生整備計画（案）

計画目標

那覇市の中心地ならではの賑わいを楽しむ商店街の実現

ソフト面の課題解決に向け、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を策定し、道路占用の特例制度を活用

まちなか商店街の活性化及び魅力の向上

まちなか商店街の回遊性向上

整備方針

●オープンカフェ、マーケット等の実施

【事業目的】
オープンカフェ、マーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置により、通りの賑わい創出や魅力の向上を図る。

●購買施設・食事施設の配置

【事業目的】
購買施設・食事施設の設置により、通りの賑わい創出や魅力の向上を図る。

●ベンチ等のストリートファニチャー設置

【事業目的】
歩行空間に休憩スペースを設けることで、歩行者の利便性・回遊性の向上と歩行者の滞留による通りの賑わい創出を図る。

※中心商店街のアーケードへの対応策は必要不可欠な状況となっており、商店街全体の課題として共有し、対応策や費用の捻出方法に対して家主や地主を含めた関係者の合意を図ることが必要

<目標を定量化する指標>

- ・ 歩行者交通量
- ・ 商店街の賑わい度
- ・ 商店街の空き店舗数

等

なはまち再生計画事業について



① オープンカフェ、マーケット等の実施



オープンカフェ実施のイメージ(サンライズマーケット)
※有効幅員4.0m以上を確保するものとする。

② 購買施設・食事施設の設置



購買施設・食事施設設置のイメージ

※有効幅員4.0m以上を確保するものとする。

③ ベンチ等のストリートファニチャーの設置



ベンチ設置のイメージ(宇都宮市オリオン通り)

※設置物については可動式に限る。

まちなか商店街再生計画区域 (案)

- ・オープンカフェ、マーケット等の実施
- ・購買施設・食事施設の設置
- ・ベンチ等のストリートファニチャーの設置

の対象区間

購買施設・食事施設の設置 みの区間



■ 運営組織の体制

都市再生整備計画促進委員会（仮称） （道路占用主体）

【役割（案）】

- 道路占用手続きの実施
 - ・道路占用許可：年に1回
 - ・道路使用許可：月に1回
- 器材（テーブル、椅子等）の購入、管理
 - ・オープンカフェやマーケット時に貸出
- イベントの周知・広報
 - ・イベントの際に、広報用のパンフ作成等
- 利用料金の徴収・見回り・指導の実施
 - ・各店舗から料金の徴収、見回り、指導
- 緊急車両通行の対応
 - ・緊急車両が通行する際の歩行者誘導 等

各通りの店舗

【役割（案）】

- 場所利用の料金を支払い（年1回）
- オープンカフェ、マーケットの実施
- 看板・広告、物販施設、食事施設の設置
- ベンチ等のストリートファニチャーの設置
- 清掃・美化・防犯活動 等

那覇市（道路管理者）

【役割（案）】

- 公的空間（道路）の開放
- 必要に応じたハード整備
- 占用料等の減免措置

警察署（交通管理者）

【役割（案）】

- 道路使用の許可

利用料金の収支について

